第三条の三第三項第一号中「及び第二号」を「、第二号及び第六号」に改める。

第三条の四第一項第四号中「舷窓」を「舷窓」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　密閉区画における救助操練　保護具、船内通信装置及び救助器具を使用し、並びに救急措置の指導を行うこと。

第三条の四第二項中「並びに非常操舵操練」を「、非常操舵操練並びに密閉区画における救助操練」に、「第五項」を「第六項」に改め、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に、「第六項」を「第七項」に改め、同条第七項中「おいては、」の下に「海員に対する操練のうち、第一項第五号に掲げる操練は」を加え、「海員に対して第一項第五号に掲げる操練を」を「同項第六号に掲げる操練は少なくとも二月に一回、それぞれ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「においては、旅客の乗船後二十四時間以内に旅客に対する避難のための操練を」を「であつて、出港後二十四時間を超えて船内にいることが予定される旅客が乗船するものにおいては、当該旅客に対する避難のための操練を当該旅客の乗船後最初の出港の前又は当該出港の後直ちに」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　海員に対する操練のうち、密閉区画における救助操練は、少なくとも二月に一回実施しなければならない。

第十一条第二項第十八号を同項第十九号とし、同項第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三　船員労働安全衛生規則第七十一条第二項第八号の規定により検知を行つたとき。

第二号表第一号中「コロナウイルス属」を「ベータコロナウイルス属」に、「、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH五N一であるものに限る。）」を「、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する鳥インフルエンザ」に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）」を「同法」に改める。

（船員労働安全衛生規則の一部改正）

第二条　船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第二項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第六号中「行なう」を「行う」に、「とびら」を「扉」に改め、同項第七号中「次号」を「第九号」に、「行なつている」を「行つている」に、「とびら」を「扉」に改め、同項第九号中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「行ない」を「行い」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　前号に規定する間、くん蒸に使用した薬品が漏れることにより危害が発生するおそれのある場所において、航海中少なくとも八時間に一回くん蒸に使用した薬品の量について検知を行い、安全性を確認すること。

別表第一中「コロナウイルス属」を「ベータコロナウイルス属」に、「鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH五N一であるものに限る。）」を「中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する鳥インフルエンザ」に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）」を「同法」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第一条中船員法施行規則第二号表第一号の改正規定及び第二条中船員労働安全衛生規則別表第一の改正規定は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。